

●この注文書、2ページ目の契約条項及び別途所定の契約書(割賦販売の場合)の契約条項は、売買の条件を記載したもので、これらの事項をよくお読み頂き充分ご納得の上、ご署名(記名、捺印)ください。
 ●別途契約書を作成しない場合にはこの注文書及び2ページ目の契約条項が契約書になります。
 ●自動車にはクーリングオフの適用はありませんのでご注意ください。
 ●個人情報の取扱いについては2ページ目の契約条項をご確認ください。

自動車注文書

申請方法: OSS印鑑証明代行
2024年11月30日

販売会社 神奈川県大和市深見
住所 3591-2
社名 株式会社ホンダカーズ中央神奈川
(甲) 代表者 新海 克巳 御中

2ページ目の契約条項第四版(個人情報の取扱いを含む)に同意し、以下の通り注文します。

〒254-0036
フリガナ カガワケンヒラツカシマツチヨウ

ご購入者(注) 住所 神奈川県平塚市宮松町12-18

フリガナ ムナカタヒサオ
お名前 宗像 尚郎 課区 非 課税 非
生年月日 1960年6月27日生 性別 男・女

TEL 自宅 080-5433-7359 配偶者 有・無 同居 人
携帯 080-5433-7359 ご家族

お住い 持家:借家:社宅:公団:アパ:借間:居年:住数:年給料日:日

所在地 年間収入 万円

お勤め先 勤続年数 年
営業年数 年

TEL 所属部課

ご購入者が法人の時 資本金 百万円 従業員 人 年商 百万円

連帯保証人 住所 〒

お名前 ご購入者との関係 自宅 TEL

生年月日 性別 男・女 配偶者 有・無 勤続年数 年
営業年数 年

お勤め先 所属部課
自営(商号)

所在地 TEL 年間収入 万円

納車月・日 引取・配送 引渡場所

納車日 引取・配送 引渡場所

(中古車販売時のリサイクル法関連費用について)
 ・販売車にエアバッグ、エアコンの装備があるにも係らず、エアバッグ類料金、フロン類料金が0円の場合は、使用済自動車として引渡す時点で同料金の支払いが必要です。尚、その際資金管理料金の支払いが必要です。

消費税込	車両本体価格(A)	4,346,100円
▲	(B)	122,390
消費税込	車両店頭引渡価格	4,223,710
付	属品計(C)	261,910
計(D)	= (A) - (B) + (C)	4,485,620

税金	自動車税(2~3月)	3,000
自動車税優遇対象		
自動車重量税		
自賠責保険料(37ヵ月)	24,190	
任意保険料		
計(E)	27,190	

OSS申請代行費用 35,000

販売諸費用	証明書管理業者利用料	
下取車手続代行費用		
納車費用		
下取車査定料		
自動車税未経過相当額		
自賠責未経過相当額		
計(F)		
希望ナンバー	6,380	

課税分小計(G) 41,380

預り法定用 車庫証明 2,600
検査・登録・届出 3,150

リサイクル法関連費用(H) 19,770

道路サービス関連費用
希望ナンバー 2,690

非課税分小計(I) 28,210

計(K) = (E) + (G) + (I) + (J) 114,380

現金価格合計(L) = (D) + (K) 4,600,000

内消費税等合計((D)+(G)+(I)+(J))×0.110 413,145

現金(M) 4,600,000
(内申込金)

支頭	下取車価格(N)	
金	リサイクル預託金相当額(O)	
条	下取車残債額(▲)(D)	
件	下取車充当額(P) = (N) + (O) - (D)	
分割	計(Q) = (M) + (P)	4,600,000
払	割賦元金(R) = (L) - (Q)	
金	割賦手数料(S)	
計	計(T) = (R) + (S)	
支	払総額(U) = (L) + (S)	4,600,000

商品名	CIVICイ-エイチ-ブイ	T/Cコード	3SB40M4 (オーダー記号)
タイプ	HEV EX	型式	6AA-FL4
1台		5ドア	2000 CC
オプション		内装色	グレー
装備品		AT	
車体色	シーベツトブルー-P		

(登録) お名前 ご購入者と同じ
ご購入者との関係 本人
使用名義人 住所 ご購入者と同じ
TEL ご購入者と同じ

付属品明細	金額(消費税等込)
ユーロホン	15,840
センターCイルミ	32,560
ラゲッジトレイ	15,180
DRC2CAMセット	77,440
インナーアヒル	35,420
フロアマットプレミ	54,560
フットライト	28,160
ETCset up	3,300
助成金	-550

保証・走行キロ(中古車の場合のみ記入)
1.保証つき(保証)(ヶ月又は km) 2.保証なし
走行キロ km()

定期点検整備実施状況(中古車の場合のみ記入)
1.実施済 2.納車時に実施/価格に整備費用を含む/含まない
3.整備なし/要整備個所(有・無)

オーダーNo.
車台No.
登録届出No.
登録年月日 年 月 日

契約: 0840262 - 0

契約形態 現金・自社割賦・信用購入斡旋

支払方法・現金 1.持参 2.集金 3.小切手・手形
後払金明細 1回目 2回目

住所
氏名
TEL

手形振出人
1.購入者と同じ 2.連帯保証人と同じ 3.その他

任意保険 1.当社新規 2.車両入替 3.未加入
保険会社 満了日

任意保険変更手続 お客様
Honda Cカード 1.新規加入 2.加入済 3.未加入
24006642

Honda Cars 中央神奈川
拠点名 平塚北店
TEL 0463-55-2345

担当 301 益子 孝二

販売会社使用欄

経理課	店長	営業

・ご購入者が課税業者の場合は、下取車価格は消費税込となります。
 ・使用済自動車として引取依頼のあった場合、これに関しては記載されておりません。
 ・手続き代行費用には書類作成費は含まれておりません。
 ・「OSS」は、自動車保有関係手続のワンストップサービスの略です。

契 約 条 項

〔個人情報の取扱いについて〕

- ご購入者(注文者)及び使用名義人及び連帯保証人は、当社が下記の目的のため、ご購入者(注文者)使用名義人及び連帯保証人の住所、氏名など自動車注文書(以下「本書」という)記載の個人情報(以下「個人情報」という)を利用することに同意します。
 - 商品・サービスの提供を行うため。
 - 定期点検・車検及び保険内容などについてご案内するため。
 - 商品・サービスなど、あるいは各種イベント・キャンペーンなどについてご案内するため。
 - 商品・サービスの向上や新製品の開発、販売施策の企画・立案などを行うため。
 - お客様からの商品・サービスなどに関するお問い合わせ・ご要望に対し適切に対応するため。
 - 買主・注文者及び連帯保証人の個人情報を基に与信判断及び与信管理を行うため。
- 当社は、個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表します。
- 当社は、上記利用目的の円滑な遂行に伴う車両の効率化を図るために、本書の内容及び項目並びに下取車、ご購入車両などの車両情報、修理・整備内容及び履歴、お客様のお申し出内容などのお取引に関する情報について、本田技研工業株式会社及び株式会社ホンダ技術研究所及び株式会社ホンダアクセスとの間で共同して利用します。なお、当該個人情報の共同利用に関する責任者は、当社とします。
- 当社は、ご購入者(注文者)が売買契約条項第8条に基づき期限の利益を喪失した場合、与信判断及び与信後の管理のため、本書の内容及び項目並びに当該契約の契約残高、月々の支払状況などの情報について、一般社団法人日本自動車販売協会連合会(<http://www.jada.or.jp>)の当社が加盟する支部に加盟する会社間で共同して利用します。なお、当該個人情報の共同利用に関する責任者は、各共同利用者とします。
- 当社が一般社団法人日本自動車販売協会連合会に加盟していない場合は、本「個人情報の取扱いについて」④に定める共同利用については適用しません。

〔自動車の登録に際し民間が発行する証明書の取扱いに関する承諾等について〕

買主・注文者は、道路運送車両法第33条に定める譲渡証明書に記載すべき事項等、民間が発行する証明書(譲渡証明書、自動車損害賠償責任保険証明書、自動車損害賠償責任共済証明書等)に記載すべき事項を登録情報処理機関(自動車情報管理センター等)に電磁的に提供することを承諾/販売会社に委託します。

〔リサイクル預託金の預託証明書の取扱いについて〕

買主・注文者は、使用済自動車の再資源化に関する法律第74条に定めるリサイクル預託金の預託証明書に相当する通知を登録情報処理機関に対して行うことを資金管理法(公益財団法人自動車リサイクル促進センター)に委託します。

〔暴力団等反社会的勢力との取引拒否〕

当社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体又はこれらの密接交際者、及びその他の反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という)との取引を拒否します。

〔注文特約条項〕

第1条(自動車の注文)

注文者(以下「注文」という)は販売会社(以下「甲」という)に対し、本書条件及び下記特約に基づき自動車の注文をします。

第2条(申込金の性格と充当)

乙は甲に対し、注文と同時に申込金を支払うものとし、申込金は契約成立後、売買契約条項第2条第1項に定める自動車代金等の一部に充当されるものとします。但し、申込金は手付ではありません。

第3条(注文の不承諾と撤回)

- 甲は乙の注文に応じないことができます。この場合、甲は乙に注文書原本、申込金等をすべてそのまま返還するものとします。
- 乙は契約が成立するまでは、注文を撤回することができます。この場合、甲は乙に対し、甲が被った損害(通常生じる額に限る。)の賠償を請求することができます。申込金と対当額で相殺できます。

第4条(契約の成立時期)

- この注文による契約の成立日は、下記各号のいずれか早い日とします。
 1. 自動車の登録がなされた日
 2. 注文により甲が改造、架装、修理に着手した日
 3. 甲が乙に自動車を引き渡した日
- 信用購入あっせん契約(信用購入あっせん業者と購入者との契約をいう)の場合には、その契約の定めるところによるものとします。

〔売買契約条項〕

割賦販売契約書またはその他の売買契約書を別途作成する場合は、その契約条件によるものとします。但し、信用購入あっせん契約の場合には、その契約条件が優先して適用されるものとします。

第1条(契約の内容)

甲は、本契約により、乙に対し自動車を売渡し、乙はこれを買受けます。但し、契約の成立は、注文特約条項第4条によるものとします。

第2条(代金等の支払い)

- 乙は、税金、保険料、預かり法定費用等の販売諸費用を自動車登録日までに、また、本書の現金価格合計(消費税・地方消費税を含む、以下「自動車代金等」という)のうち、頭金を契約成立と同時に、残金を本書支払条件及び後払金明細のとおり甲に支払います。
- 乙は、自動車と引き換えに、前項の債務の支払いのための銀行口座振替手続の書類等を甲に引き渡します。

第3条(下取自動車の引渡時期及び未經過自賠責保険料・自動車税)

- 乙は、下取自動車を自動車代金等の債務の一部の支払いに代えて、自動車の引き渡しと同時に下取書類と共に甲に引き渡します。乙は下取自動車について、公租公課の滞納等一切の負担がないことを保証し、万一負担がある場合は、乙の責任において処理します。但し、下取自動車につき、甲に引き渡すまでの間に状態に変化が生じた場合、甲と乙は、下取車価格を再度査定の上協議して定めるものとし、協議が整わない場合、乙は下取自動車の引渡しに代えて本書記載の下取車価格に相当する金額を甲に支払うものとします。
- 下取自動車の自賠責保険の未經過期間に対する解約による返還保険料については、所定の「自動車損害賠償責任保険 解約保険料表」によるものとし、その相当額を下取車価格に含めるものとします。但し、1,000円未満は四捨五入します。また、未經過月数は満月数とし、2ヵ月分を差し引いたものとします。
- 下取自動車(軽自動車を除く)の納付済自動車税の期日未經過分については、甲は、次の日のうち、いずれか早い日の属する月の翌月分から、月割で算出した金額を乙に返金するものとします。但し、乙が都道府県事務所より自動車税未經過分の還付を受ける場合は除きます。
 1. 当該下取自動車の移転登録(名義変更)日
 2. 乙が当該下取自動車及びその名義変更に必要な書類を甲に引き渡した日から15日以内の日

第4条(所有権移転の時期)

- 自動車の所有権は、乙が本契約による自動車代金等の債務を完済したときに乙に移転します。但し、自動車代金等の債務完済の日現在、乙が自動車に関し甲に対して負担する部品代・整備代・修理代・立替金その他の債務の支払いを正当な理由なく遅滞しているときは、引き続き甲は自動車の所有権を留保することができるものとします。この場合甲は乙に対しその旨を通知するものとします。
- 乙が自動車代金を完済する前に、自動車の所有者名義が乙に登録された場合でも、その所有権は甲に帰属するものとします。
- 乙が自己以外のものを使用名義人と定めた場合には、甲がその使用名義人に所有権移転登録をしても乙は異議ないものとします。

第5条(善管注意義務及び禁止事項)

- 甲が自動車の所有権を留保している間は、乙は善良な管理者の注意をもって自動車を使用保管し、甲の承諾がなければ下記の行為をしてはなりません。
 1. 自動車を入質・譲渡・転売・貸与または担保に供すること。
 2. 自動車の改造・毀損等原状を変更すること。
- 乙は甲の承諾により乙以外の者に自動車を使用させている場合には、その使用者が前項各号の行為をしないように監督しなければなりません。

第6条(自動車の引渡及び受領)

- 甲は、契約成立後(但し、乙の依頼に基づき改造、架装、修理等をするとときは、その完了後)20日以内に、乙の債務の履行と引き換えに自動車を乙に引き渡し、乙は債務を履行してこれを受領します。
- 甲が自動車の引渡の準備を完了し、その提供をしているにもかかわらず、乙が自動車の受領を拒み、又は受け取ることができない場合、甲は遅滞の責を負いません。
- 前項の場合、甲は自動車について、自己の物と同一の注意をもって保管することであり、乙は甲に対し、その保管に要した費用を弁償します。

第7条(自動車の確認と保証)

- 自動車の引き渡しを受ける際は、乙は注文の自動車と相違なく、且つ、自動車の装備・外観等が良好な状態にあることを確認の上、引き渡しを受けるものとし、以後、乙は確認可能であった事項については、異議ないものとします。
- 乙が確認することが困難な原因により自動車に不具合が発生したときは、甲は民法・商法の規定及び保証書によって責任を負うものとします。この場合、甲は、乙に不相当な負担を課すものでない限り、任意の方法によって修理、補充をすることができます。
- 自動車の中古車である場合には、乙はプライスボード、特定の車両状態(自社メーター交換履歴、要整備箇所)を表示する書面、点検整備記録簿に表示されている走行距離・前使用者の使用状態等により通常生じる不具合について異議ないものとします。但し、保証書が添付されている場合には、乙は、その範囲で保証を受けることができます。

第8条(残存債務の一括支払義務(期限の利益喪失))

乙について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は甲に対する債務について当然に期限の利益を失い、甲に対し残存債務及び遅延損害金を直ちに支払わなければならないものとします。

1. 自動車代金等の支払いを怠ったとき。
2. 自動車を入質、譲渡、転売、貸与または担保の目的に供したとき。
3. 自動車の改造、毀損等原状の変更をしたとき。

4. 支払停止、保全処分(信用に関しないものは除く)、差押、または、破産、民事再生法に基づく再生手続開始、特別清算開始等の申し立てがあったとき。
5. 乙、保証人又は自動車の名義人のいずれかが暴力団等反社会的勢力であると表明したとき。もしくは、暴力、脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき。

第9条(遅延損害金)

乙が自動車代金等の支払いを遅滞したときは、遅滞の日の翌日から完済の日まで、その残額に対し、民法の法定利率による遅延損害金を甲に支払います。

第10条(自動車による弁済)

- 第8条各号のいずれかに該当する事由があるときは、乙は当然に次項記載の債務の支払いのため自動車を直ちに甲に引き渡さなければならないとします。
- 甲が前項により自動車の引き渡しを受けたときは、一般財団法人日本自動車査定協会による査定評価額及び乙に支払う消費税・地方消費税が生じた場合は、その額をもって、自動車代金等の債務、自動車の回収及びその処分可能までの保管に要した費用、裁判手続等に要した費用、査定料、立替金、部品代、整備代、修理代等の債務につき、甲に対するとの債務の弁済に充当されても、乙は異議ないものとします。
- 前項充当後、不足額があるときは乙は直ちにこれを甲に支払い、余剰金があるときは甲は直ちにこれを乙に返還するものとします。

第11条(付加物件に対する費用の償還等の免責)

前条より甲が乙より自動車の引き渡しを受けたときは、甲は自動車に付加された物件を含めて引き取ることができ、この物件については、自動車の評価に含めるものとし、乙は甲に対しその物件の返還または損害賠償等の請求をしません。但し、物件の撤去が不能な場合を除き、乙は付加物件の撤去に係る費用を支払って、その引き渡すを求めることができるものとします。

第12条(契約の解除)

- 第8条各号のいずれかに該当する事由があるときは、甲は催告をなくとも本契約を解除することができます。ただし、乙が個人の場合(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く。)には、同条第一号記載の事由に基づく解除は、相当の期間を定めた催告のうえ行うものとします。
- 前項により契約が解除されたときは、乙は甲に対し直ちに自動車代金等に相当する額の損害賠償金及びこれに対する(但書の場合は、各号の金額を控除した額に対する)民法の法定利率による遅延損害金を支払います。但し、次の各号について、甲はその全額を本項の支払いに充当するものとします。
 1. 乙が甲に頭金及び残代金の一部を既に支払っていたときはその合計額。
 2. 自動車が返還された場合(甲が乙に自動車を提供したが、乙が第6条に違反したため自動車の引き渡しができなかったときを含む)は、一般財団法人日本自動車査定協会による査定評価額及び乙に支払う消費税・地方消費税が生じた場合はその額。但し、乙が任意に自動車を返還しないため、甲が仮処分その他自己の費用をもって自動車を回収した場合、甲は自動車の評価額から回収費用を差し引くことができるものとします。

第13条(連帯保証人の義務)

- 保証人は、この自動車代金等の支払債務を連帯して保証し、かつ、保証人相互の間においても連帯して債務履行の責に任じます。
- 甲が、連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、乙及び他の連帯保証人に対しても履行の請求の効力が生じるものとします。

第14条(売主の担保保存義務の免除)

- 保証人は、代位弁済した場合にも、遅滞なく書面による申し出をしない限り、甲が乙又は第4条第3項の使用名義人に自動車の所有権移転登録をしても異議ないものとします。なお、甲が自動車の所有権移転登録後に保証人が保証履行する場合は、保証人は自己に対する所有権移転を請求できません。
- 保証人は、甲が他の共同保証人に対して保証債務を免除した場合でも、債務全額の支払いを請求されても異議ないものとします。

第15条(通知義務)

- 乙または保証人は、その住所・氏名・商号・営業の目的、または自動車の保管場所その他甲に対し届け出ている本書記載の事項を変更したときは、甲に対し直ちにその旨を書面により通知しなければなりません。
- 前項の通知がない場合は、甲が本書の住所・氏名宛に発送した郵便物は通常到達すべきときに到達したものとみなします。但し、その通知を行わないことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではないものとします。

第16条(見本・カタログとの相違)

乙が見本・カタログ等により注文をした場合において、甲が引き渡した自動車の装備・外観等が見本・カタログと相違し、その修理・補充が不可能な場合、乙は甲に申し出て本契約を解除することができるものとします。

第17条(義務履行地及び管轄裁判所の合意)

1. 本契約に関する義務履行地は、別段の定めがない限り、甲の本店・支店または営業所とします。
2. 本契約に関し紛争が生じた場合、乙が自動車を購入した甲の本店・支店・営業所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第18条(契約等に関する問い合わせ)

本契約に関する問い合わせ相談窓口は本書記載の拠点とします。

第19条(第三者サービスに関する利用規約)

乙は、自動車に関連して第三者が提供するサービスを利用する際は、当該第三者が提供する契約条件及び

<https://www.honda.co.jp/Googlebuilt-in/Japanese/terms/>に記載の「第三者サービスに関する利用規約」が適用されることに同意します。

電子契約締結証明書

DocumentID : 1000351538
管理番号 : -
文書名 : 自動車注文書
最終署名日時 : 2024/11/30 14:27
企業名 : 1ページ目「販売会社欄」記載の通り
送信日時 : 2024/11/30 14:24

署名日時	署名方法	署名者
2024/11/30 14:27	認印版	magu775@gmail.com magu775@gmail.com